

平成20年9月11日

名古屋市長 松原 武久 様

名古屋市公立大学法人評価委員会
委員長 森 正 夫

意見書

公立大学法人名古屋市立大学の平成19年度財務諸表及び利益処分（案）の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項及び法第40条第5項の規定に基づく名古屋市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 法第34条第1項に規定する財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）にかかる市長の承認については、意見はありません。
- 2 法第40条第3項に規定する利益処分（案）にかかる市長の承認については、以下の案とすることが適当であると考えます。なお、大学法人が目的積立金をもって事業を行う場合には、中期目標期間を通じて欠損金を生じないように十分に留意することが望まれます。

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

I	当期末処分利益			853,998,296
	当期総利益	853,998,296		
II	利益処分数額（案）			
	積立金	4,500,000		
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額			
	教育、研究及び診療の質の向上並びに 組織運営の改善目的積立金	<u>849,498,296</u>	<u>849,498,296</u>	<u>853,998,296</u>